

現行制度

介護予防給付

訪問看護
訪問リハビリテーション
訪問入浴介護
短期入所生活介護
認知症対応型共同生活介護
福祉用具貸与
住宅改修 等
*訪問介護、通所介護を除く介護予防給付サービス

訪問介護・通所介護

◆訪問介護

生活援助
・掃除、洗濯、一般的な調理、配下膳、買い物 等
訪問介護2月利用分：2,620件
内訳 要支援1：1,198件
要支援2：1,422件

◆通所介護

日常生活上の支援
・食事や入浴、高齢者同士の交流サービス、機能訓練、口腔機能教室 等
※利用者の自宅から施設までの送迎有
通所介護2月利用分：2,175件
内訳 要支援1：1,010件
要支援2：1,165件

地域支援事業

○一次・二次
介護予防事業

介護予防・従来の
二次予防対象者
一般高齢者

見直し後 (H27.4から順次、H29.4からは全市町村で)

介護予防給付

★従来の介護予防給付を継続

訪問看護
訪問リハビリテーション
訪問入浴介護
短期入所生活介護
認知症対応型共同生活介護
福祉用具貸与
住宅改修 等
*訪問介護、通所介護を除く介護予防給付サービス

新しい介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

◆訪問型サービス

従来の専門的な生活援助
・掃除、洗濯、一般的な調理、ごみ出し等の生活支援

◆通所型サービス

機能訓練、ミニデイ、コミュニティサロン、口腔ケア等の教室 等

◆生活支援サービス

訪問型・通所型(上記)を支える多様な事業主体、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合などによる多様なサービスの提供
・介護者支援、外出支援、家事援助
・配食・見守り、食材配達、移動販売、安否確認
・交流サロン、コミュニティカフェ
・住民主体の運動、交流の場 等

○一般介護予防事業

機能訓練、脳トレ等の介護予防の推進
専門的多彩な講師による趣味活動教室等

- 1 予防給付のうち訪問介護と通所介護は、地域支援事業の新しい介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)へ全面移行する。
市が地域の状況に応じてサービス内容・基準単価を決定し、効率的・効果的に実施。
- 2 総合事業は平成27年4月施行(条例を制定し平成29年4月まで開始を猶予することも可能。)
(予防給付の訪問介護・通所介護は平成29年度末までに全て事業に移行)
- 3 総合事業の事業内容や人員基準・運営基準については市の裁量となることから、多種多様なサービスの実施主体の参入を促進。
- 4 見直し後の地域支援事業の上限額は、「新しい総合事業」「新しい包括的支援事業」「新しい任意事業」ごとに個別に設定される見込みである。

見直し前

介護予防給付

◆訪問介護・通所介護

・法定のサービス類型
・全国一律の人員基準及び運営基準

見直し後

新しい総合事業

◆訪問型・通所型サービスなどの介護予防・生活支援サービス

・事業内容は市町村の裁量を拡大
・柔軟な人員基準及び運営基準

「介護予防給付」と「地域支援事業」の見直しに伴う課題

○移行時期

・新しい総合事業は平成27年4月施行となることから、市の地域特性に応じたスキームを構築し、サービスが切れ目なく提供できるよう取り組む必要がある。

○サービス量の見込み

・要支援のサービス給付額は、現制度を平成37年まで継続すると大幅な増加が見込まれる。一方、介護保険を支える人口は減となり、市の財源ですべてをを充当することが難しくなる。このため、多種多様なサービスを提供するための基盤づくりを早急に実施し、次期計画時に、千葉市のスキームでの必要な予算を確保することが必要である。

○生活支援の基盤づくり

・必要なサービスを確保していくためには、地域の力が必要であり、資源発掘等の現状把握により、事業継続が可能な手法を検証するとともに、行政が支援し担い手の養成や介護支援ボランティアポイントの活用等基盤強化を図る必要がある。
・利用者とおんしんケアセンター、各資源をスムーズに繋ぐ役割を担う「生活支援サービスコーディネーター」を設置する必要がある。

今後のスケジュール

●条例制定

(総合事業の施行をH27.4としない場合)

今後提供される情報

- 予防モデル事業取組事例
- 現介護予防・日常生活支援総合事業の取組事例
- 地域包括ケア事例集
- 新しい総合事業のガイドライン
- 認知症関係資料
- 条例制定に参考となる事項